



福岡県医発第1756号（総）

平成15年12月26日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 関原 敬次



平成15年度毎月勤労統計調査（第二種事業所）に対する調査協力依頼について

厚生労働省が指定統計として継続的に実施している標記調査について、日本医師会より協力要請があり、第32回全理事会（H15.12.25）にて協議の結果、本会としてもこの調査に協力することにいたしました。

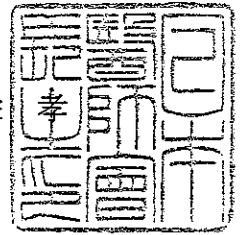
つきましては、貴会内での対象医療機関より問い合わせ等がございましたら、本調査にご協力いただきますよう貴職よりご高配の程よろしくお願い申し上げます。

平成 15 年 12 月 12 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

坪 井 栄



平成 15 年毎月勤労統計調査(第二種事業所)に対する調査協力依頼について (依頼)

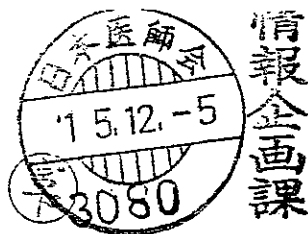
厚生労働省ではわが国の雇用、賃金、労働時間の変動を明らかにするため「毎月勤労統計調査」(指定統計第 7 号)を実施しております。

この度、「第二種事業所調査」を実施するにあたり「別紙写」にて協力方要請があり、本会は従来通り協力することと致しました。

つきましては、下記の通り関係資料を送付致しますので、貴会におかれましても引き続き本調査にご協力方よろしくご高配賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 本会宛ての調査協力依頼文書
2. 毎月勤労統計調査要綱
3. 調査票 (第二種事業所調査)
4. 毎月勤労統計調査 パンフレット等
5. 第二種事業所調査の調査区の入れ替えの流れ
6. 第二種事業所調査の調査地域一覧 (5 組)

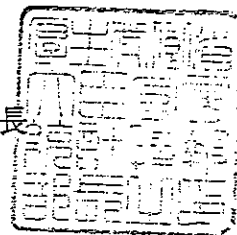


ハ

統発第1203002号
平成15年12月3日

日本医師会 会長 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長



平成15年毎月勤労統計調査（第二種事業所）に対する
調査協力依頼について

「毎月勤労統計調査」（指定統計第7号）の実施につきましては、従来から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この調査は、事業所規模により調査対象事業所を分け、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所を第一種事業所とし、常用労働者を常時5～29人雇用する事業所を第二種事業所として指定しています。このうち、第二種事業所は、年2回、1月と7月にそれぞれ約3分の1の事業所について指定替えを行っています。指定された第二種事業所には、原則として18ヵ月間連続で、統計調査員が毎月初旬に訪問し、前月の実績について調査を行わせていただいています。

調査に先立ちましては、準備のため、別添「指定調査区市区町村名一覧」に掲げる地域に所在する貴会会員各位も含めた全事業所を、統計調査員が来年2～3月にかけてお伺いいたします。調査対象として指定する第二種事業所は、その中から無作為に選定します。

貴会会員各位が指定された場合には、来年7月分（統計調査員が訪問するのは来年8月初旬）から調査を行わせていただくことになります。

つきましては、調査の趣旨を御理解の上、貴会会員各位への周知・協力方格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

参考までに、毎月勤労統計調査要綱、第二種事業所用調査票（全国・地方）、パンフレットの「事業主の皆様へ」、「まいきん」及び「参考」を添付いたします。

今後とも、毎月勤労統計調査に御協力いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先 厚生労働省大臣官房統計情報部
雇用統計課毎勤第二係（廣保）
電話03-5253-1111（内線7605）
FAX 03-3502-5396

毎月勤労統計調査要綱

1 調査の種類

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類とする。

2 調査の目的

この調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

3 調査の範囲

(1) 地域

日本国全域とする。

(2) 産業

次に掲げる産業とする。

- イ 鉱業
- ロ 建設業
- ハ 製造業
- ニ 電気・ガス・熱供給・水道業
- ホ 情報通信業
- ヘ 運輸業
- ト 卸売・小売業
- チ 金融・保険業
- リ 不動産業
- ヌ 飲食店、宿泊業
- ル 医療、福祉
- ヲ 教育、学習支援業
- ワ 複合サービス事業
- カ サービス業（他に分類されないもの）（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。）

(3) 事業所

- イ 全国調査及び地方調査
常用労働者を常時5人以上雇用する事業所とする。
- ロ 特別調査
調査期日現在において、常用労働者を5人未満雇用する事業所とする。

4 調査対象

(1) 全国調査

- イ 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。

ロ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「全国調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「全国調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。

ハ 全国調査第二種事業所は、事業所・企業統計調査の調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。

(2) 地方調査

イ 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。

ロ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「地方調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「地方調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。

ハ 地方調査第二種事業所は、事業所・企業統計調査の調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。

ニ 全国調査の指定事業所は、必ず地方調査の指定事業所として指定する。

(3) 特別調査

事業所・企業統計調査の調査区の中から厚生労働大臣が指定する調査区内に所在する調査の範囲に属する事業所とする。

5 調査事項

(1) 全国調査及び地方調査

イ 主要な生產品の名称又は事業の内容

ロ 調査期間及び操業日数

ハ 企業規模

ニ 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額

ホ 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額

ヘ パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額

ト 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項

(2) 特別調査

イ 事業所名

ロ 主要な生產品の名称又は事業の内容

ハ 調査期間

ニ 企業規模

ホ 常用労働者の数

ヘ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 氏名及び性

b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

c 年齢及び勤続年数

d 出勤日数及び1日の実労働時間数

e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

6 調査期日

(1) 全国調査及び地方調査

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）について行う。

(2) 特別調査

毎年、7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）について行う。ただし、5の(2)のへのfに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から、調査を実施する年の7月31日までの期間について行う。

7 調査機関

(1) 都道府県知事は、その管轄区域内の調査に関し、統計法施行令で「雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにすることを目的とする指定統計」について都道府県知事が行うこととされている事務を行う。

(2) 都道府県知事は、全国調査第一種事業所及び地方調査第一種事業所の事業主に、その事業所の職員の中から記入担当者を設けさせ、調査票の作成の補助及び都道府県知事との連絡に当たらせる。

(3) 全国調査（全国調査第二種事業所に係るものに限る。）、地方調査（地方調査第二種事業所に係るものに限る。）及び特別調査に関して、都道府県に設置される統計調査員は、調査票の作成、提出及び都道府県知事との連絡を行う。

8 調査方法

(1) 全国調査

イ 全国調査第一種事業所の事業主は、様式第1号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。全国調査第二種事業所については、統計調査員が様式第2号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

ロ 全国調査第一種事業所又は全国調査第二種事業所の事業主等は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、申告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して申告することができる。

この規定により申告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。

ハ 都道府県知事は、イ又はロにより提出された全国調査の調査票を審査し、これを取りまとめの上、調査月の翌月の15日までに厚生労働大臣に提出する。

ただし、ロの規定により提出された調査票は、都道府県知事が審査を終了したときに調査票が厚生労働大臣に提出されたものとみなす。

(2) 地方調査

イ 地方調査第一種事業所の事業主は、様式第3号の調査票を2部作成し、1部を

控えとして事業所に保存し、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。地方調査第二種事業所については、統計調査員が様式第4号の調査票を2部作成し、1部を控えとして事業所に保存し、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

- ロ 地方調査第一種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主等は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、申告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して申告することができる。

この規定により申告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。

(3) 特別調査

- イ 統計調査員は、厚生労働大臣が指定した調査区内の調査対象事業所について、様式第5号の調査票を1部作成し、調査を実施する年の9月10日までに都道府県知事に提出する。
- ロ 都道府県知事は、統計調査員から提出された調査票を審査し、これを取りまとめの上、調査を実施する年の9月30日までに厚生労働大臣に提出する。

9 集計事項

(1) 全国調査

次の事項について全国集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

- ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行う。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

- ハ 毎年9月分について、次の集計を行う。

第3表 産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数

(2) 地方調査

次の事項について都道府県別に集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

- ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行うことができる。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

(3) 特別調査

次の事項について集計を行う。

イ 全国集計する事項

第1表 産業、企業規模、性、通勤・住込み、家族・家族以外の別平均年齢、平均勤続年数、一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

第2表 産業、性、年齢階級、勤続年数階級、通勤・住込み、家族・家族以外の別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数（企業規模1～4人）

第3表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、月間きまって支給する現金給与額階級別常用労働者数

第4表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、1日の実労働時間数階級別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数

ロ 都道府県別に集計する事項

第5表 産業、性別一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

10 集計方法

(1) 全国調査及び特別調査

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行う。

(2) 地方調査

イ 集計は、都道府県統計主管課において行う。

ロ 都道府県知事は、集計が完了したときは、結果原表を作成し保管するとともに、その写を11の(2)のイの規定に基づく公表前であって、調査月の翌々月の10日までに厚生労働大臣に提出する。

11 結果公表の方法及び期日

(1) 全国調査

イ 厚生労働大臣は、毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月10日までに毎月勤労統計調査全国調査結果速報として公表し、その他の集計事項については、集計完了次第公表する。

ロ 集計結果の詳細な事項は、毎月勤労統計調査全国調査結果報告として公表するとともに、その概要を最近の労働統計調査月報に掲載する。

(2) 地方調査

イ 都道府県知事は、毎月集計する事項のうち、主要なものは、調査月の翌々月中に毎月勤労統計調査地方調査結果速報として公表し、その他の集計事項は、集計完了次第公表する。

ロ 厚生労働省大臣官房統計情報部長は、地方調査の結果をとりまとめの上、毎月勤労統計調査地方調査結果報告として公表する。

(3) 特別調査

厚生労働大臣は、調査結果について、毎月勤労統計調査特別調査結果報告として、調査を実施した年内に公表する。

12 関係書類の保存期間及び保存責任者

(1) 保存期間

調査票又は調査票を収録した磁気媒体は、3年とする。

全国調査及び特別調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は永久とし、地方調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は10年とする。

(2) 保存責任者

全国調査及び特別調査の調査票及び結果原表は、厚生労働大臣とする。地方調査の調査票及び結果原表は、都道府県知事とする。

13 その他

この要綱に基づく調査は、平成14年10月1日から実施し、旧要綱は、平成14年9月30日をもって廃止する。

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

日

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1カ月間です。)

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(計企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

- (1) 1,000人以上 (4) 30~99人
- (2) 300~999人 (5) 5~29人
- (3) 100~299人

月 日から 月 日まで

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1カ月を超える期間を定めて雇われている者
び臨時又は日雇労働者で、前2カ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者といえます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業員は除きます。
パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない者です。

※印欄は記入しないでください。

労働者の性別	5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。)		8 現金給与額 (税込み額です。)			
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。		(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きまっていた給与の総額は、(労働協約、就業規則等)に定められている給与です。	(2) うち、超過労働給与の総額は、(残業手当、深夜手当等)です。	(3) 特別に支払われた給与の総額は、(盆、葬等の費手、3カ月を超える期間で算定される給与、ベークアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。
男	人	人	人	人	人	日	時間	時間	百万 千円	百万 千円	百万 千円	①費手 百万 千円
女												②定界・ベークアップ等の追給 () 月分からの () 月分 千円
計												③3カ月を超える期間で算定される通勤手当 千円 その他(名称別に金額を記入してください。) ④ 千円 ⑤ 千円
うち、パートタイム労働者												

◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

- 1 定界を実施した。
- 2 ベークアップを実施した。
- 3 残業短縮、一時休業を実施した。
- 4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
- 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
- 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

事業所の 面接者氏名	年 月 日
調査票 作成年月日	
統計 調査員印	

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。

毎月勤労統計調査全国調査票
(第二種事業所用)

指定統計第7号
平成 年 月 分

厚生労働省

都道府県 番号	調査区番号	事業所一連番号	産業分類番号 大 中 小	抽出率番号	※事業所 規模番号	※企業 規模番号

秘

事業所の皆様へ



毎月勤労統計調査について

厚生労働省
都道府県

この度、この地域が、毎月勤労統計調査の調査区に指定され、統計調査員が貴事業所にお伺いして、準備のための調査をさせていただくことになりました。お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

毎月勤労統計調査とは？

我が国の労働者の賃金、労働時間、雇用の変化を明らかにするための調査です。

大正時代に端を発し、昭和22年に「統計法」ができると、国の重要な調査として、国勢調査などとともに、調査に回答しなければならない一方、秘密の保護について厳しく規定されている「指定統計」とされました。

調査の対象は、農業、林業、漁業、家事サービス、外国公務及び一般公務を除く事業所です。常用労働者を5人以上雇用されている事業所は毎月、1～4人の事業所には年に1度ご協力いただいています。

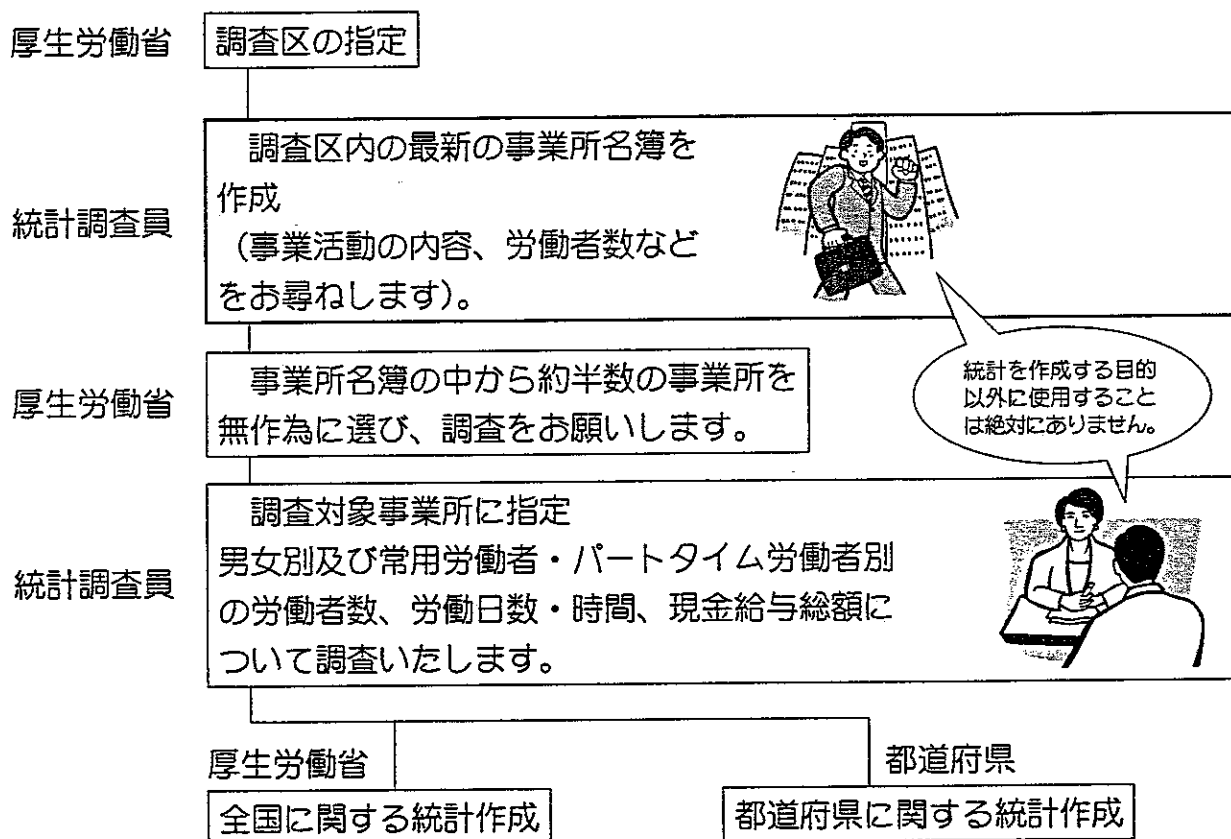
調査の結果は、新聞やテレビなどでも紹介されています。この他に、政府も労働経済の分析や国民所得を推計する資料、雇用保険法に基づく基本手当日額、労働基準法に基づく休業補償額を改定するための、法定資料としています。

さらに、IMF、ILO、OECDなど海外でも利用されており、日本と諸外国を比較した数値の多くは、毎月勤労統計調査の結果から取り出したものなのです。

準備のための調査とは？

毎月勤労統計調査では、まず、指定した地域の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を選び出すためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。また、統計調査員は、知事が任命した信頼できる人であり、調べたことがらについて、他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。正しい統計結果を出すために、まず、事業所の名簿が最新のものであることが必要です。是非、皆様のご協力をお願い申し上げます。

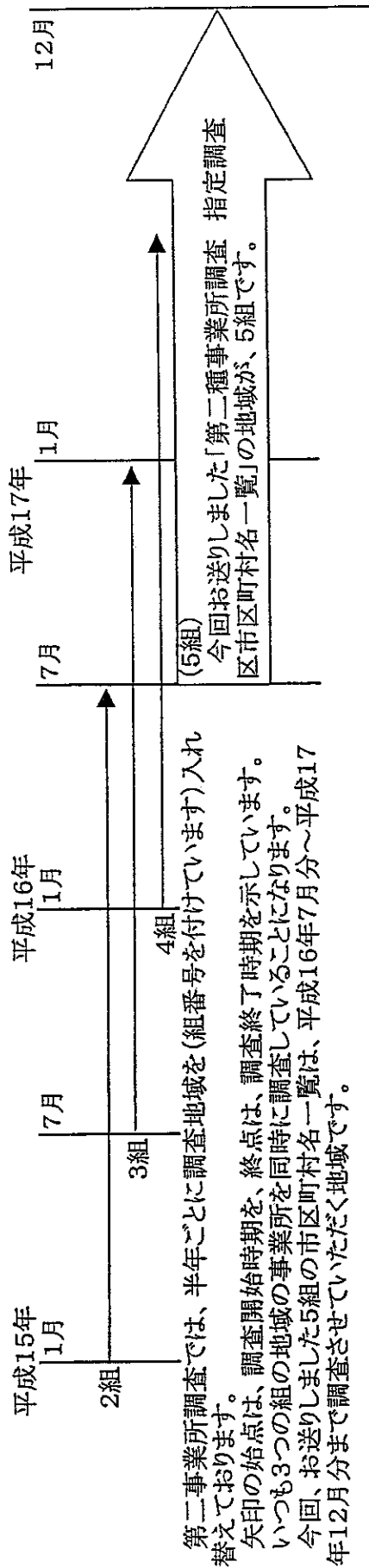
調 査 の 流 れ



ご不明な点等がありましたら、ご遠慮なく次までご連絡下さい。

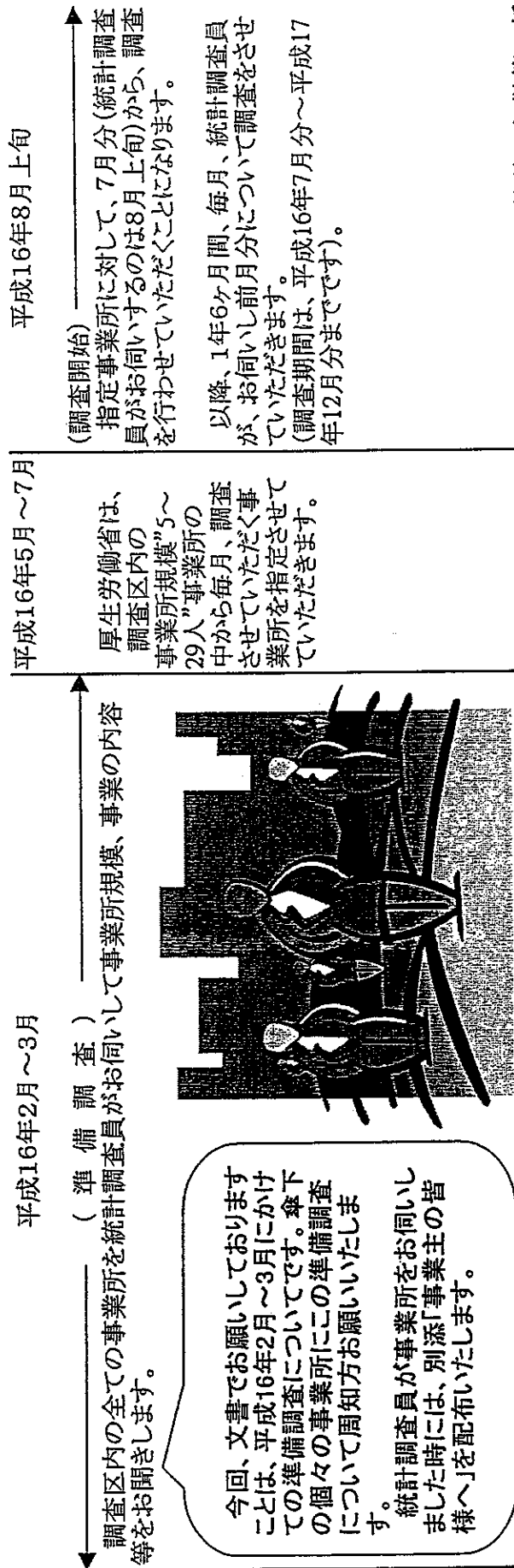
厚生労働省大臣官房統計情報部（雇用統計課）
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL 03-5253-1111 内線 7605～7607、7609、7610

第二種事業所調査の調査区の入替えの流れ 第二種事業所とは、事業所規模が5～29人の事業所のことです。



この5組の地域内の事業所のうち、毎月、調査をさせていただきたくまで流れを説明させていただきます。

毎月勤労統計調査 第二種事業所指定までの流れ



事業所のみなさまへ

論より数字 勘より統計

まいきん

毎月勤労統計調査

まいきんって？

厚生労働省が都道府県をとおして行っているまいつききんろうとうけいちょうさ毎月勤労統計調査の略称です。毎月の「毎」と、勤労の「勤」を合わせてこう呼ばれています。

どんな調査なの？

賃金（給与）や労働時間、出勤日数、労働者数の動きを毎月調べる調査です。

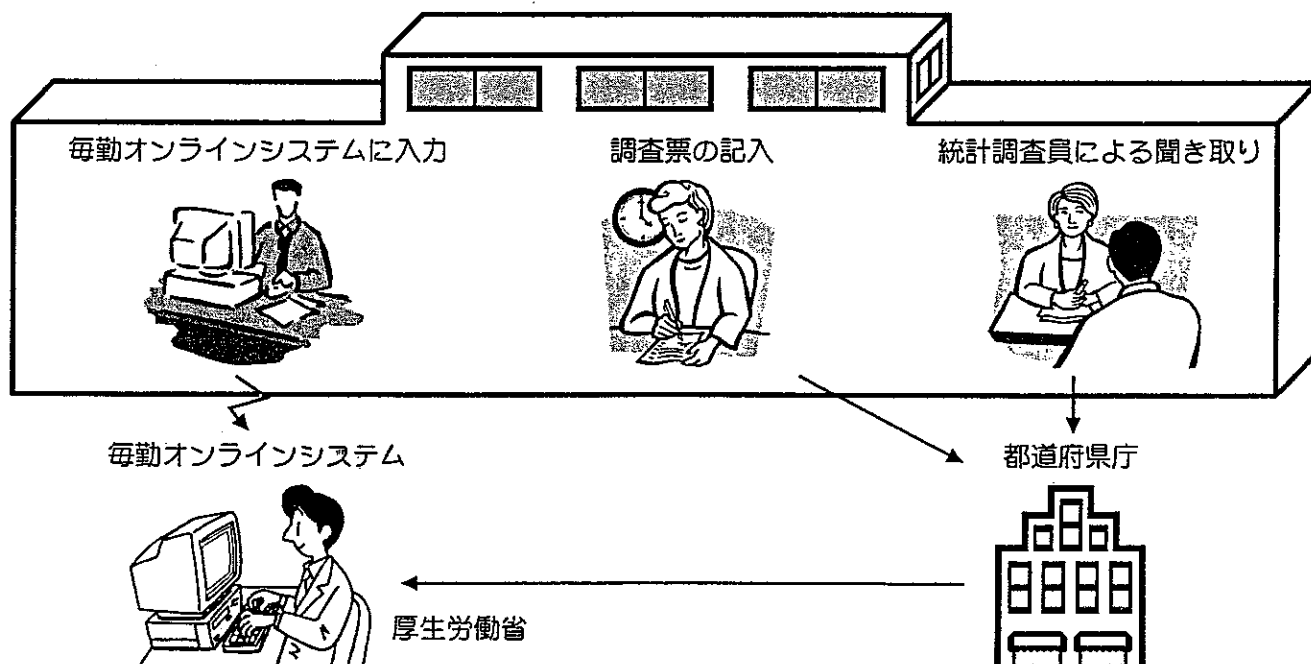
その前身も含めると大正12年から始まり、80年を経た歴史ある調査です。昭和22年からは、国の基本的かつ重要な統計として、指定統計に指定されています。

どの事業所を調査するの？

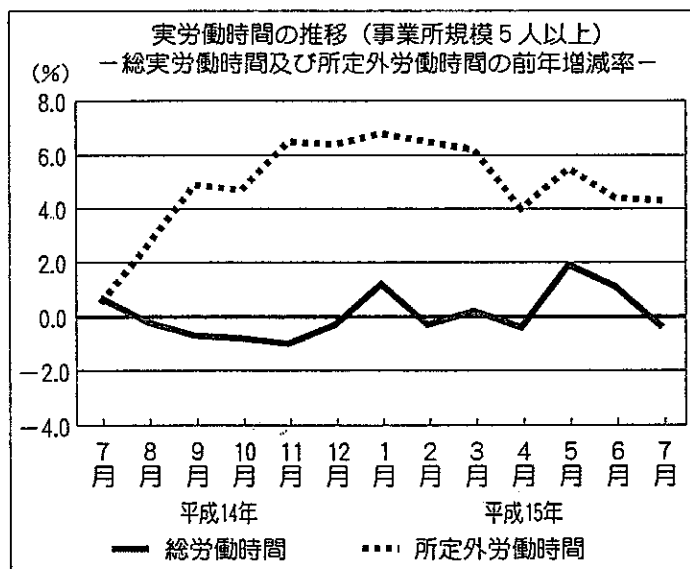
常用労働者5人以上の全国約168万事業所からランダムに選んだ約4万4千事業所を対象に、毎月調べています。なお、1～4人事業所についても、年1回、7月分について特別調査を実施しています。

調査票の集め方

提出方法には、3通りあります。



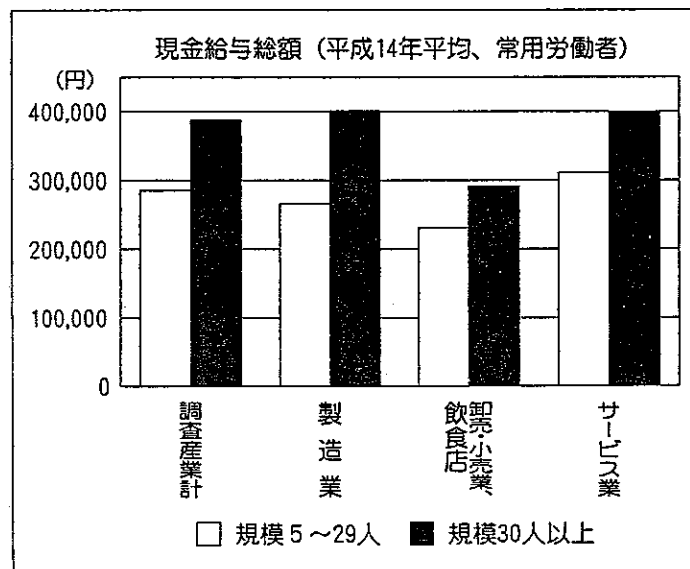
まいきんで分かること



最新の情報が分かります

賃金、労働時間、雇用は絶えず変化しています。

まいきんは、月々の変化を迅速にとらえ、翌月末には公表されます。公表された結果は、広く国民に提供されます。



いろいろな情報が分かります

まいきんは、全国及び各都道府県別に次の情報が分かります。

- ・産業別
- ・事業所の規模別
- ・一般労働者、パートタイム労働者別
- ・性別

それぞれの対前年増減率などの変化率も毎月公表しています。

まいきんはいろいろ役立つ情報源

- ★ 政府の「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」（平成11年7月決定）の労働時間「年間1,800時間」達成・定着目標などの各種政策の指針
- ★ 内閣府の「月例経済報告」（閣議報告）や「景気動向指数」に使われるなど景気判断資料
- ★ 雇用保険や労災保険の保険給付額の改定で使用
- ★ 企業の経営判断や賃金などの労働条件決定の際の資料
- ★ 政府の各種審議会の資料（中央最低賃金審議会、食糧農業政策審議会等）の資料、公共料金改定の資料
- ★ 民事事件や交通事故などの逸失利益補償額等の算定資料

新聞にも登場！

◆従業員給与25か月ぶり増加
厚生労働省は30日、5月の毎月勤労統計調査（速報値）を発表した。従業員1人当たりの給与額は前年同月比0.5%増の28万1862円で、25か月ぶりに増加した。就業形態別では、一般労働者が0.5%増、パート労働者が2.0%増だった。所定外労働時間（残業時間）は5.5%増で11か月連続の増加。雇用状況は、一般労働者が1.0%減少したのに対し、パート労働者は0.5%増加した。

平成15年6月30日(月) 読売新聞

製造業の残業時間
15カ月連続で増加
景気動向の指標となる7月の製造業の残業時間が平均で前年同月より7.2%増の14.8時間となったことが1日、厚生労働省の発表した毎月勤労統計調査（速報値、従業員5人以上の事業所対象）でわかった。15カ月連続で前年同月を上回り、季節調整値でも前月比で1.8%増だった。

平成15年9月1日(月) 朝日新聞

平均給与1.0%減
残業時間4.3%増
7月勤労統計
厚生労働省は1日、7月分の勤労統計調査結果をまとめた。従業員5人以上の企業で、1人当たりの平均給与総額は前年同月比1.9%減の40万1904円。総実労働時間は0.4%減の157.6時間だったが、残業は4.3%増の9.8時間。雇用状況は一般労働者が1.3%減の33333万7000人で、98年2月以降6カ月連続の減少。一方、パート労働者は1.8%増の968万5000人だった。

平成15年9月1日(月) 毎日新聞

REUTERS
CO.JP

7月現金給与総額は前年比-1.9%、3カ月ぶり減少

〔東京 1日 ロイター〕厚生労働省が発表した毎月勤労統計調査によると、7月の現金給与総額（事業所規模5人以上）は、1人平均で前年比-1.9%の40万1904円となり、3カ月ぶりに減少した。

7月の所定内給与は前年比-0.1%。一方、残業代などの所定外給与は同+4.6%で、12カ月連続のプラスとなった。

これらを合わせた決まって支給する給与は同+0.1%の27万8716円で、特別に支払われた給与は-6.2%の12万3188円だった。

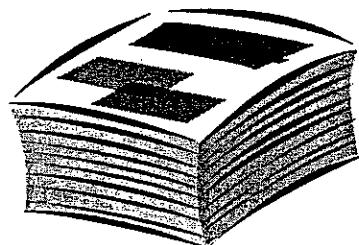
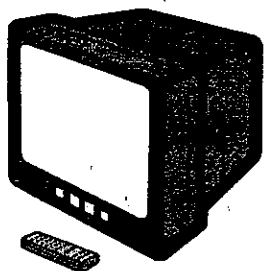
平成15年9月1日(月)

その他メディアにも登場！

NHKニュース

共同通信、時事通信等

日本経済新聞、産業経済新聞等





調査の内容が、他に知られたりするようなことは無いのでしょうか？

A この調査は、我が国の一人当たりの賃金や労働時間を調べるためのもので、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

統計法という法律で、そのようなことは禁じられています。

なお、小規模な事業所には、統計調査員が赴いていますが、統計調査員は、知事が任命した公務員です。調べたことについて他にもらすことは、やはり統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。



指定統計とは？

A 国の政策決定に必要で、また国民全体が共有するのにふさわしい統計として、統計法に基づき指定された統計のことです。

対象となった方は、統計法により調査に回答しなければなりません。一方、秘密の保護などについて厳重な規定が定められています。

国勢調査、生産動態統計調査、事業所・企業統計調査なども、指定統計です。

調査の重要性をご理解いただき、ご協力
くださいますようお願いいたします。

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

厚生労働省大臣官房 統計情報部（雇用統計課）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111（内線7605～7607, 7609, 7610）

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページ「最近公表の統計資料」にも掲載されています。（<http://www.mhlw.go.jp>）

市 區 町 村 名 一 覽

555

都道府縣區市町村名